

出席停止手続きについて

インフルエンザ等、学校で予防すべき感染症(学校保健安全法施行規則第 18 条)に記載の感染症に罹患したときは、学校保健安全法第 19 条により出席停止としますので、下記のとおり連絡、報告をしてください。

【手続きの流れ】

病院受診・診断

- ・速やかに、学校へ連絡してください。
 - ・その際、「診断名」、「休むように言われた期間」、「受診病院名」を伝えてください。
 - ・病院から受け取る「領収証」や「調剤明細書」等を保管してください。
- ※本校では、医療機関による証明(診断書等)は必要ありません。



自宅で療養

- ・医師から登校許可が出るまで、自宅にて休養してください。
- ・下表の出席停止の基準も参考にしてください。
- ・「受診報告書」を農芸高校ホームページからプリントアウトし、必要事項を記入しておく。プリントアウトができない場合は、治癒後、登校初日に担任に申し出て下さい。



登校初日

- ・必要事項を記入した「受診報告書」に「領収証」や「調剤明細書」等のコピーを添えて担任に提出して下さい。
- ・「公欠・忌引き・出席停止」の届けを受け取り、必要な手続きを行ってください。

* 予防すべき感染症に指定される疾患は多数ありますが、主な罹患しやすい感染症は下記のとおりです。

感染症の種類	出席停止の基準
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹が消失するまで
風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退後2日を経過するまで
結核	学校医その他医師において伝染の恐れがないと認められるまで